日薬業発第７８号
平成２２年6月２２日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 6 月 3 日付日薬業発第 61 号にてご案内のとおり、本年度も 10 月 17 日から 23 日までの 1 週間にわたり「薬と健康の週間」が実施されます。本年度の全国統一事業の企画内容につきまして、下記のとおり実施要領を定めましたのでお送りいたします。

貴会ならびに支部薬剤師会におかれましては、すでに「薬と健康の週間」の事業内容について検討を進められていることと存じます。本実施要領は、薬剤師会として統一的なテーマでＰＲ活動を行うことの効果等に鑑みて作成したものであり、既に決定されている事業内容の変更をお願いするものではございませんが、可能な限り、本実施要領の内容を組み込んで下さるようお願い申し上げます。

本年度の重点啓発事項については、医薬品を使用する際に「薬剤師」が関与することの重要性を、地域住民に実感を持っていただくことを目的に、新たな販売制度の定着に向けたより一層の行動や、ジェネリック医薬品の使用促進など、地域への積極的な働きかけを全国的に実施することが重要と考えられるテーマを設定いたしました。

貴会におかれましては、本実施要領を支部薬剤師会にも伝達いただき、イベントや啓発活動の実施に際してご配慮下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

記

平成２２年度「薬と健康の週間」における全国統一事業　実施要領

別紙１：H22. 6. 11 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pmda）より本会宛「『薬と健康の週間』における都道府県薬剤師会イベントへの参加のための協力依頼について」

別紙２：平成２２年度「薬と健康の週間」行事等に関する報告書（県薬→日薬提出用）

以上

平成２２年度「薬と健康の週間」における全国統一事業　実施要領

平成２２年６月
日本薬剤師会

１．目的

医薬品の適正使用と薬剤師の役割に関する正しい知識の普及及びそれらに対する国民の理解を深めることを目的とします。

２．実施主体

都道府県薬剤師会、支部薬剤師会

３．実施内容

都道府県薬剤師会、支部薬剤師会における、下記４．に関する広報活動や、薬局での取り組みの強化

（具体的方策の例）

・ＰＲテーマに関連した薬局での取り組み（例：「〇〇運動」など）
・地域住民を対象としたイベントの開催
・新聞、チラシ、テレビ、ラジオ等での広報活動の実施

なお、事業内容の企画にあたっては、「平成 20 年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 都道府県薬剤師会アンケート結果」（H21.6.12 日薬業発第 130 号．別紙１）もご参考下さい。

４．重点的ＰＲ事項

都道府県薬剤師会・支部薬剤師会等が実施する「薬と健康の週間」イベントや薬局での取り組み等に際し、以下（１）～（３）の事項を盛り込み、医薬品使用に際して「薬剤師」が関与することの重要性について、強く国民にアピールすることとします。

（１）薬剤師による国民のセルフメディケーションの支援
（２）ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
（３）独立行政法人医薬品・医療機器総合機構の活動の啓発

なお、これら重点的ＰＲ事項は、薬剤師会として統一的なテーマでＰＲ活動を行うことの効果等に鑑みて作成するものであり、都道府県薬剤師会・支部薬剤師会独自の企画を妨げるものではありません。

５．重点的ＰＲ事項に関する具体的取り組みの例、活用できる資材など

（１）薬剤師による国民のセルフメディケーションの支援

○　新しい医薬品販売制度への対応の再徹底

○　法改正の趣旨や薬剤師等による情報提供・相談応需の意義に関するＰＲ（消費者から見て変わった点とその理由に関するＰＲ）

○　日本薬剤師会発行「一般用医薬品販売の手引き」(H21.6月）で推奨する取り組みの実施

・販売者責任明示の取り組み（販売者責任シール等）［手引き p10］

・標準的な販売手順［手引き p12、24］

○　薬剤師が全ての医薬品を責任を持って供給するということを念頭においた、地域への積極的な働きかけ

（参考：平成１７年４月１５日厚生労働科学審議会・医薬品販売制度改正検討部会本会提出意見要旨より）

「薬剤師は一般用、医療用を問わず、すべての医薬品の供給を任務としており、供給に伴うすべての責任をその業務を通じて果たさなければなりません。

薬剤師の業務は、医薬品の受け入れから供給に至るまでの医薬品の管理等のみならず、患者や購入者が適正に医薬品を使用することの管理、使用による副作用発生時への対応等も含む幅広いものであります。」

【活用できる資材など】

・薬事法改正対応関連資料

日薬トップ ＞ 会員向けページ ＞ 一般用医薬品関係

http://nichiyaku.info/member/ippanyaku/default.html

・平成２１年６月からの施行事項一覧（チェックリスト）

・一般用医薬品販売の手引き　第１版

・対面話法例示集　二訂版

・調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって

・法令に定められた薬局での掲示の例

・一般用医薬品　情報提供文書素材

・薬局製造販売医薬品　添付文書例

・医薬品医療機器総合機構　健康被害救済制度ポスター

・厚生労働省の広報資材等

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/index.html

（2）ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

○　薬局での説明、対応の強化

①ジェネリック医薬品に変更可能な処方せんか否かを説明する（処方せん中の該当箇所の説明）。

②ジェネリック医薬品を使用することについて、理解・協力を呼びかける。

③薬剤師としてジェネリック医薬品の切り替えを勧めるとともに、患者のジェネリック医薬品への変更希望を確認する。

④ジェネリック医薬品の使用について患者に不安・不明な点がある場合など、患者が気軽に相談できる体制を整備する。

【活用できる資材など】

・ジェネリック医薬品に関する患者向け説明・確認用資材「『ジェネリック医薬品』にかえてみませんか」

日薬トップ ＞ 日本薬剤師会の活動 ＞ 後発医薬品について

http://www.nichiyaku.or.jp/contents/kouhatsu_iyakuhin/n0907014.html

・H21 年朝日新聞本会広告「ｼﾞｪﾈﾘｯｸ医薬品にかえてみませんか？」チラシ

本会在庫に限り、先着順でお譲りいたします。７．の担当事務局までご相談下さい（送料のみご負担下さい）。

21 年分のほか、以下についてもご提供可能です。

タイトル	広告掲載年	在庫数
いつでもご相談ください。薬剤師がお応えします。	H15 (2003)	2,600
そうだ、薬剤師に聞いてみよう！	H16 (2004)	3,900
そうだ、薬剤師に聞いてみよう！	H17 (2005)	3,900
そうだ、薬剤師に聞いてみよう！	H18 (2006)	9,900
薬局は、あなたの健康パートナー！	H19 (2007)	8,000
ジェネリック医薬品に変えてみませんか	H21 (2009)	6,200

・厚生労働省の広報資材等

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

・（参考）日本ジェネリック製薬協会「ポスター」「DVD」

http://www.jga.gr.jp/

（3）独立行政法人医薬品・医療機器総合機構の活動の啓発

独立行政法人 医薬品・医療機器総合機構（以下「Pmda」）より、昨年度に引き続き、【別紙１】のとおり、薬剤師会が実施する「薬と健康の週間」イベントへの参加、配布物の提供の申し入れがありました。

Pmdaの参加の受け入れが可能な薬剤師会におかれては、是非、ご協力をお願いいたします。

別紙1に添付されている［連絡票］にて、本会を経由してご連絡をお願いします。ご相談等が必要な場合にも、本会が仲介させていただきますのでお知らせ下さい。

また、Pmdaのイベント参加が不可能な場合でも、Pmdaの活動、特に健康被害救済制度等について、イベントや薬局を通じて啓発を行っていただくようお願いいたします。

【活用できる資材など】

・Pmda　健康被害救済制度　リーフレット、小冊子
（Pmdaより提供いただけます。同封の見本をご参照下さい）
Pmdaホーム ＞ 健康被害救済制度
http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html

（4）その他

○医薬品適正使用、薬物乱用防止

【活用できる資材など】

・「くすりの正しい使い方」啓発資材
本会ホームページからダウンロードが可能です。
日薬トップ＞ 日本薬剤師会の活動 ＞ 「くすりの正しい使い方」啓発資材の作成について
http://www.nichiyaku.or.jp/contents/keihatsu/default.html

・薬と健康の週間ポスター、リーフレット「知っておきたい薬の知識」
厚生労働省から都道府県薬務主管課を通じて薬剤師会に配付されますが、本会にて追加の申し込みを受け付けます（別途事務連絡にて案内予定）。

・薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ
http://www.dapc.or.jp/

○医薬分業、薬剤師業務への理解促進

【活用できる資材など】

・日本薬剤師会作成パンフレット等
本会では、「医薬分業をご理解いただくためにQ＆A」「かかりつけ薬局を持ちましょう」「薬との上手なつきあい方～高齢者とくすり」のパンフレットを販売しています（在庫限りで取扱い終了予定）。日薬誌「日薬刊行物等のご案内」をご参照下さい。

○禁煙相談、禁煙支援

【活用できる資材など】

・「薬局・薬剤師の年間カレンダー」ポスター・薬剤師向け資料

５～８月「禁煙～薬剤師による禁煙支援の強化～」

日薬トップ〉会員向けページ〉年間カレンダー

http://nichiyaku.info/member/calendar/default.html

・禁煙運動への取り組み～禁煙運動関連資料一覧～

日薬トップ〉会員向けページ〉健康日本21と禁煙運動への取り組み

http://nichiyaku.info/member/21/default.html

６．本会への報告について

○　「薬と健康の週間」関連行事終了後、実施事業等に関する報告書【別紙２】を１１月末日までに本会までご提出下さい。貴会等において実施された広報資料等がございましたら、添付して下さい。

可能な限り、電子メールでご提出下さるようお願いします（報告書様式は、JPA文書管理ネットからダウンロード可能です）。

○　薬局での取り組み（「○○運動」など）や、調査事業などを行われた場合には、結果がまとまりましたら本会へ情報提供下さるようお願いします。

７．担当事務局

日本薬剤師会　医薬・保険課（小松、岡田）

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1　富士・国保連ビル 7F

TEL：03-3353-1170　FAX：03-3353-6270

e-mail：iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp

別紙１

薬機発第 0611063 号
平成２２年６月１１日

社団法人日本薬剤師会
会長　児玉　孝　殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長　近藤　達也

「薬と健康の週間」における都道府県薬剤師会イベントへの
参加のための協力依頼について

標記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務内容、活動内容を広く多くの方に周知いたしたく、その一環として別添のとおり「薬と健康の週間」における都道府県薬剤師会主催のイベントへの参加を考えております。

つきましては、貴会より都道府県薬剤師会へ協力依頼をしていただきたく、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

別添

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）
「薬と健康の週間」都道府県薬剤師会イベントへの参加について

1. 趣旨

「薬と健康の週間」期間に行われる都道府県薬剤師会によるイベントに参加させていただくことにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の業務や活動について、より多くの方々に周知することを目的とします。

2. 対象とする地域及び時期

都道府県薬剤師会主催、ないしは都道府県庁所在地の地域薬剤師会主催で、平成22年10月以降に開催されるイベントとします。

3. 参加方法

A）PMDA職員のイベントへの参加　　依頼〆切：8月31日（火）

参加方法の例（具体的には調整の上、決定させていただきます。）

- PMDA 業務パンフレットの配布等を行うブースの出展
- PMDA 業務概要のパネル掲示
- パネルディスカッションへの PMDA 職員の参加
- PMDA 職員による講演等

B）配布物の提供（イベントには参加しない）　　締切は設けません

配布物については、ご相談下さい。

配布物の例　・医薬品副作用被害救済制度のリーフレット、小冊子

4. 参加予定イベント数

4～5カ所程度

主催薬剤師会とPMDAにて調整の上、日程等を勘案して決定させていただきます。

（必ずしも、ご希望に添えない場合がございますが、その際はご容赦下さい。）

5. 調整方法

別紙連絡票にて、日本薬剤師会を経由してご相談下さい。

↓ 「A）PMDA 職員のイベントの参加」依頼は８月３１日（火）〆切。

↓ 「B）配布物の提供」については、締切日を設けませんので、適宜ご相談下さい。

日本薬剤師会からPMDAへ連絡

↓

主催薬剤師会とPMDAで直接調整を行います。

本件に係るPMDA窓口
〒100－0013
東京都千代田区霞が関3－3－2　新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）
企画調整部 広報課　川島（かわしま）
電　話：03－3506－9490
F A X：03－3506－9461

（別紙）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）の「薬と健康の週間」都道府県薬剤師会イベントへの参加に関する連絡票

送信先：FAX　０３－３３５３－６２７０　（日本薬剤師会 医薬・保険課　小松様宛）

２０１０年　　月　　日

以下のとおり、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）がイベントに参加することは差し支えありませんので、下記担当者までご連絡下さい。

主催薬剤師会名	
イベント日時	
開催場所	
PMDA の参加方法 ＊ご希望に添えない場合がございますが、その際はご容赦下さい。	Aの各項目又はBに○印の上、具体的な内容をご記入下さい。 A）PMDA 職員のイベントへの参加 ① PMDA 業務パンフレットの配布等を行うブースの出展 ② PMDA 業務概要のパネル掲示 ③ パネルディスカッションへの PMDA 職員の参加 ④ PMDA 職員による講演等 ⑤ その他 （具体的な内容をお書き下さい。） （　　） B）配布物の提供 希望する配布物： 必要部数：
連絡先・担当者名	所在地： TEL： FAX： e-mail： ご担当者名：

※「A）PMDA 職員のイベントの参加」依頼は８月３１日（火）〆切とさせていただきます。
「B）配布物の提供」については、〆切日を設けませんので、適宜ご相談下さい。